

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	第7回 所沢市みどりの基本計画策定検討委員会
開 催 日 時	平成23年6月9日(木) 15時~17時20分
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟 604 会議室
出席者の氏名	◎ 横張 真 足立 圭子 倉林 宣子 対馬 良一 平塚 宗臣 松村 一三 権田 和司 中塚 利加 池田 妙子 ◎委員長 ○副委員長
欠席者の氏名	○鬼頭 秀一、福田 和昭、金子 哲、金澤 光
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 所沢市みどりの基本計画(案)の修正について (2) その他
会 議 資 料	会議資料 ・ 次第 ・ 所沢市みどりの基本計画(案)におけるパブリックコメント手続きの結果について ・ 市民意見に対する市の考え方(案) ・ 所沢市みどりの基本計画(案)修正一覧表 参考資料 ・ ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(案)について ・ ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(案)
担 当 部 課 名	環境クリーン部長 中村 俊明 環境クリーン部次長 並木 隆 環境クリーン部みどり自然課 課長 関谷 佳和 主幹 大館 真哉 主査 工藤 順一 主任 長谷川 力 建設部公園課 課長 木崎 武 電話 04-2998-9373

様式第 2 号

1. 開会、2. あいさつ

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 （大館主幹）	司会進行挨拶。
横張委員長	横張委員長より開会の挨拶。 3月11日の震災後、都市計画や緑地計画の考え方も変えていかなければならないという気運が高まっている。様々な価値観や考え方、役割を同時に果たすみどりの多機能性に注目し、今日の議論も進めていきたい。
事務局 （大館主幹）	<p>開催要件の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数 13 名のうち出席 9 名、欠席 4 名で開催要件を満たしている。 <p>会議公開の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議途中に傍聴者が立ち入りすることについての了承を得る。 <p>会議資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・所沢市みどりの基本計画（案）におけるパブリックコメント手続きの結果について ・市民意見に対する市の考え方（案） ・所沢市みどりの基本計画（案）修正一覧表 <p>議事の進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当委員会設置要綱第 6 条の 1 に基づき横張委員長が進行を行う。

3 議事（所沢市みどりの基本計画（案）の修正について・序章～第 3 章）

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
横張委員長	議題（1）所沢市みどりの基本計画（案）の修正については、非常に多くのパブリックコメントの意見を頂いたということで、まずは事務局に議論の進め方についてのご意見をお伺いします。
事務局 （工藤主査）	パブリックコメントでは、市民意見が 400 件ほどで、かなり多くのご意見を頂きました。まず、市民意見の概要と意見に対する市の考え方を一通り説明し、その後計画案の修正内容について、章ごとに説明したいと考えています。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
横張委員長	では、そのように進めたいと思います。
対馬委員	質問ですが、パブリックコメントにでていた「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」は、この委員会では一度も諮っていないのですが、この基本計画と条例の関係とこの委員会との関わりを教えてくださいたいです。
事務局 (大館主査)	条例につきましては、同時期にパブリックコメントを実施しているものですが、議題（2）その他で説明をしたいと考えています。内容は今までのご議論や素案を作っていく中でお示しした、必要と思われる制度の手続きなどが記載されている条例となっています。後ほど資料をお配りし、条例案の説明をさせていただきます。
横張委員長	それでは先ほどのご提案のような形で議論を進めて参ります。ただ、これまでの経緯から、第4、5章はこれまでも様々なご意見を頂いておりますので、これにつきましては後で時間を頂いて審議を行い、まず序章～3章の修正案に対する説明を頂きます。それでは、市民意見の概要と意見に対する市の考え方、序章～3章、それから6章の修正案に対する説明をお願いします。
事務局 (工藤主査)	<p>事前にお配りした「所沢市みどりの基本計画（案）におけるパブリックコメント手続きの結果について」の資料をご覧ください。</p> <p>〔 それぞれの意見に対して、市の考え方（案）を資料（市民意見）に対する市の考え方（案）に沿って説明 〕</p> <p>●パブリックコメント手続きの概要について</p> <p>4/28（木）～5/18（水）の3週間パブリックコメントを実施いたしました。その間、4団体、84名の方から頂き、意見数は389件となっています。意見に対する市の考え方を説明させていただきますが、この市の考え方につきましては、まだ庁内調整中の段階です。</p> <p>●意見に対する市の考え方（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・序章に対して4つ、1章に対して2つ、2章に対して1つ、3章に対して7つの意見を頂きました。 ・4章、基本方針Ⅰに対して13、基本方針Ⅱに対して13、基本方針Ⅲに対して5、基本方針Ⅳに対して4つ意見を頂きました。また、同施策の実施時期及び実施主体について1つ意見を頂きました。 ・さらに4章みどりの推進地区について302件と最も多くの意見を頂きました。 ・5章に対しては7つ、6章に対して6つ、その他に対して19の意見を頂きました。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>修正案は、「所沢市みどりの基本計画（案）修正一覧表」をご覧ください。</p> <p>（序章～3章について、市民意見を反映した計画書の修正部分を、資料（所沢市みどりの基本計画（案）修正一覧表）に沿って説明。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●樹林地における公有地と私有地の区分 ●屋敷林の減少に対する課題
横張委員長	<p>それでは、ご説明いただいた内容についてのご意見を伺いたいと思います。</p>
対馬委員	<p>目標値についてかなり質問が出ていますが、計画書の中にわかりやすく補足して記載するべきだと思います。例えば「市民意見に対する市の考え方（案）」のP3に「計画目標である平成30年度までに56haの増加としているが目標として低すぎないか」とあり、私も市の考え方の回答を読んでなるほどと思ったのですが、かなり実現性が高い数値があげている、という点を記載すべきでは。</p> <p>制度替えというものも目標値の中に入っているが、それもわからない。スペースもありますから補足すべきだと思います。市民の方に基本計画の意気込みが伝わるように書いたほうが良いと思います。</p> <p>公有地化について、「市民意見に対する市の考え方（案）」のP4「保全制度の概要」のところで、里山保全地域については買い取りを担保するものではない、との記載があります。私も委員会の中で質問はしなかったのですが、当然その中には公有地化という手法が入っているものだと理解しておりました。市の考え方としては「買い取りを担保するものではございません」との記載があり、もちろんすべて買い取れということではないが、当然買い取りも保全手法の中に入っているということを確認したいと思います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>基本計画の目標値はわかりにくい部分があり、わかりやすくしたつもりではありましたが、不足している部分につきましては付け加えたいと思います。具体的にいきますと基本方針の目標値のところに、指定替えの部分も含まれるという記述を追加した方が良いということで宜しいでしょうか。</p>
横張委員長	<p>ページでいうと「市民意見に対する市の考え方（案）」P3、P4など目標値全般的に、目標値の意味というものがわかりにくいと。</p>
対馬委員	<p>「市民意見に対する市の考え方（案）」のP3に、No.9、No.10と二つ意見がありますよね。目標値である42ha、56haなど中身が重複しているのかどうかなど、わからない。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 (工藤主査)	本編 P46 等の計画の目標のところ解説を付け加えて、整合性が図られているのだけれども、それが数値としてわかるように付け加えさせていただきたいと思います。また後段でお話しがありました買い取りについては、市として買い取りはしないということではもちろんありませんが、里山保全地域という制度に買い取りという担保がないという話です。市としては、今後公有地化を図って公有地化率をいくつにするという目標はなく、保全していく中で買い取りが必要になるというときに、買い取っていくということです。公有地化を図ることを目標には考えていないことから、目標となる公有地化率というのは特に出しておりません。
横張委員長	いや、そういうご趣旨ですか？
対馬委員	条例とのからみなのですが、条例の中に「里山保全地域」という言葉が入ってきて、みどりの基本計画にも※印で別途条例の方で規定するとなっていますが、条例にも買い取りというのはないので、逆に条例に手法としては買い取りもある、ということ載せてもらいたい、ということが一つです。またそれがわかるように基本計画に、里山保全地域の保全手法の一つに買い取りというのも考えているということを明示して欲しいと思います。
事務局 (工藤主査)	ご趣旨としては、里山保全地域という制度に買い取りを付け加えるべきではないか、ということでしょうか。
対馬委員	それは議論してないですよ。その議論はどこでやるのかということです。もちろん基本計画の中でやっても良いと思うのですが。そうすると、当然基本計画の中でもどこかで分かるような形で書いても良いと思います。
横張委員長	つまり「里山保全地域」という地域指定をして保全をしていく際の手法として、買い取りというものを排除しているわけではないということ、買い取りという手法も有り得るということ、だからといって買い取るといっているわけではないということです。
事務局 (関谷課長)	条例の中に「里山保全地域」という新たな制度を設定していますが、その中に明確に買い取りの規定を載せるつもりはありません。
対馬委員	規定は載せなくても良いのですが、条例の話になってしまって良いですか？
横張委員長	そこのところの説明は、後ほどの条例の説明でなされますか？
事務局 (大館主幹)	制度枠組みについては説明がありますが、その部分だけの説明はありません。
横張委員長	では、この問題について一部条例の話に入っても結構です。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
対馬委員	条例第 22 条「多様な保全手法」に土地の借上げは載っているが、買上げも条例案に載せて欲しいということです。
事務局 (大館主幹)	第 22 条多様な保全手法については、様々な保全手法を駆使して保全に努める、と理念的に謳っているものです。借上げ又は協定については例示しているのみであって、限定的に保全手法を言っているわけではありません。もしそういうことで借り上げ、協定で読み取られるということであれば、例示をやめても良いと考えています。ですから、ここについては、多種多様な保全手法を駆使して貴重なみどりを保全するという趣旨であり、保全手法を限定するものではありません。
対馬委員	限定しろということではなくて、手法を例示として挙げるのであれば買上げも明記すべきということです。
事務局 (関谷課長)	行政の計画や条例に「買上げ可能」の文字が入ると、何か事が起きたときには「買取り」とあるのだから、すぐを買取るのだろうということになり、そういう話になるのが我々としては怖いところがあります。今回の今までの基本計画策定作業の中で各緑地の重要度を評価してきたわけですが、一番強い制度としては特別緑地保全地区の指定があります。それが掛かるところは法的にも買取り義務が発生しますので、非常に重要で、その他要件が整ったところは特別緑地保全地区を掛けていきたいと考えておりますので、条例やその他のところで買取りを明確に書こうということは今のところ考えておりません。
対馬委員	買い上げも手法としては当然あるということですよ。
事務局 (関谷課長)	今までの所沢市のやり方を見ていただければ分かると思いますが、全くやらないということはございません。条件が色々ありますが、どうしても買上げをしなければ保全できないというところについては今までも買上げをしてきた、というところがございます。
横張委員長	条例上の表現としては、例示をやめて表現していただく、ということではいかがでしょうか。
事務局 (大館主幹)	例規との相談もありますので、検討させていただきます。
対馬委員	私は例示をして欲しいという意見です。
足立委員	一つお伺いしたいのですが、パブリックコメントには条例に関してもみどりの基本計画の委員会で検討しましたが、と書いてありましたが、私、条例について検討した覚えはありません。いつ検討するのかと対馬委員は受け取っていたと思いますが、検討していないもの

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	を検討したということで市民に回るのが、そこがちょっとずれるなというところがあります。
事務局 (大館委員)	条例につきましては、条例の策定委員会ではありませんので、こちらにお諮りした経緯はございません。しかし、冒頭に申し上げたように、皆様方のご議論や計画を作り上げていく中で、このような制度でどうかと基本計画に書き込ませてもらった制度もございます。そういったものの手続きを条例化したものである、ということでご理解いただきたいと思います。
横張委員長	委員会の諮問事項に条例に関する事項は入っていませんよね。条例に関しては諮問を受けていないので、我々としては口出しをできません。これについては市の責任で行われたということで、逆に言うところの委員会のお墨付きをもらいました、という表現にならないように気をつけて欲しい。
事務局 (大館主幹)	勘違いされるような文面があったかと思しますので、その辺は気を付けていきたいと思えます。
横張委員長	諮問を受けていない以上は、私たちとしては口出しのしようがない、そういうことだと思えます。
対馬委員	私も議題 (2)その他のところでその話をしたいと思っていました。あれを見るとこの委員会だと、とれます。
横張委員長	そこは気を付けていただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。 それから、先ほどの数値目標に関しましては、「市民意見に対する市の考え方(案)」の市の考え方(案)の部分に述べられている話を少し濃縮して、ぜひ入れておいていただければと思います。ご意見のNo. 11の方のご指摘ももっともだと思ひまして、事情を知らないと非常に矛盾したものと捉えてしまうと思ひますので、これは要するに基準が違うのですよね。しっかり読んだ方には、情報がしっかり入ってくるという配慮をして欲しいと思ひます。

議事（所沢市みどりの基本計画（案）の修正について・第4章）

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
横張委員長	第4章を進めたいと思います。なお、特段ご意見がなければ、今後は私に預らせて頂いて、後でお気づきの点がございましたら個別に事務局にお伝えいただければと思います。
事務局 (工藤主査)	<p>4章の修正一覧をご覧ください。</p> <p>〔4章について、市民意見を反映した計画書の修正部分を、資料（所沢市みどりの基本計画（案）修正一覧表）に沿って説明。〕</p> <p>基本方針I</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保全制度の概要（資料編でまとめる） ○多自然川づくりの推進（市民の参画を図る） ○動植物の生息状況の把握 （市民協働などによる生息調査等に努める） ○いきものふれあいの里事業（コラムで紹介） <p>基本方針IV</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然体験のできる公園や緑地の整備（市街地周辺農地を加える） <p>施策の実施時期及び実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施策の実施主体（多自然川づくりの実施主体を増やす） <p>4みどりの推進地区 保全配慮地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな地区指定の要望（北秋津保全配慮地区） ○ 東狭山ヶ丘保全配慮地区 他8地区（主な保全手法） ○ 保全配慮地区における保全手法について （特別緑地保全地区指定の考え方） <p>4みどりの推進地区 緑化重点地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑化方針（景観、生物多様性等を加える）
横張委員長	ご説明いただいた第4章についてご意見お願い致します。
平塚委員	北秋津周辺の保全配慮地区が調整中というのは、何かいろいろ問題があるのですか。
事務局 (大館主幹)	北秋津周辺保全配慮地区については、暫定調整区域の一つになっておりまして、区画整理を前提とする街づくりを地元の方々が行いたいという要望が強い地区になっています。街づくり計画部の都市整備課で所掌しており、パブリックコメントの前日にご意見等があり調整がつかず最終的に載せることができなかったという経緯がご

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>ざいます。そのことをお伝えできず大変恐縮でした。基本的には重要な緑地であるという認識のもとで、保全配慮地区に指定していきたいと記載しています。</p>
平塚委員	<p>昭和 59 年に市街化区域から調整区域になり、調整区域になったというときには地元と意見調整があったのでしょうか。次に土地区画整理を基本とする整備を検討している地区というのはどういう意味ですか？</p>
事務局 (関谷課長)	<p>この地域は用途地域を残したまま市街化調整区域になったいわゆる暫定逆線引き地区でして、市街化区域から市街化調整区域になりました。今度また市街化区域にするためには計画的なまちづくりをできるということが条件で、その方法としては区画整理事業を立ち上げて計画的なまちづくりをすることが所沢市としては良い方向だということで、一度市街化調整区域になったのですが、それから 30 年近くになりますが、その間何とか区画整理事業を立ち上げるべく地元、行政ともに努力しておりますが、いまだに事業は立ち上がっていないという状況でございます。</p>
平塚委員	<p>客観的にみるとあそこのなだらかな場所は所沢としては緑を残さなくてはいけない場所なのだと思います。皆さんの意向でせっかく調整区域になったので、それをまた元に戻すというのもどうかと思います。時代も変わっておりますので、都市整備課でどういう考えなのかはわかりませんが、なるべくならば保全配慮地区としてぜひ残してもらいたいと思います。</p> <p>もう 1 点、4 章の言葉の使い方だが、「新たに確保したみどりの面積」という表現が市民も間違えではないかと。なぜ目標なのに過去形なのか？理由は書いてありますが、私は違和感を持ちます。これから確保する面積ですので、「新たに確保する面積」としてはどうか。過去形か現在形かの国語の問題。そのような意見もあるので、あまり頑なにならず修正した方が良くと思います。</p>
事務局 (大館主幹)	<p>従前から平塚委員からそのようなご意見を頂いております。ただ、目標指標として新たに確保した緑の面積がありますが、目標に対してどう数字を積み上げてきたかということで、いわゆる評価の指標にもなっているわけです。各年度の新たに確保した面積がいくつかを積み上げて最終的に評価するということになっておりますので、ご意見は大変よくわかりますが、総合計画や環境基本計画でも同様の記載をさせていただいておりますので、できればこのままご理解いただきたいと思います。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
横張委員長	各年次の年度末にその年に確保したものを評価するということを いいたい、ということですね。
平塚委員	事務局はそのつもりですが、市民がこれをみたときには、このご意見 のように感じるのが一般的なのでは？
横張委員長	今、説明いただいたことを文言として補足していただければありが たいですね。
事務局 (大館主幹)	了解いたしました。
対馬委員	P99の修正案ですが、枝野さんの答弁と良く似ていて、こういうふう にしか書けないのかな？という気がします。「保全制度を限定して いるものではありません」ではなく、もっと前向きに「あらゆる 手法を活用して保全していく」という書き方にはできないのでしょ うか。
事務局 (大館主幹)	先程から説明していますように、主な保全手法というのはあくまで も主なものであり、それ以外を排除しているわけではないのです。 ですが、表現については、前向きな表現を検討させていただきたい と思います。
対馬委員	北秋津周辺保全配慮地区は、私も平塚委員と同じ意見で、所沢駅か らあんなに近いところにオオタカがまだ営巣しているような貴重 な場所なので、ぜひ重点的に残して欲しいと思います。
事務局 (大館主幹)	了解いたしました。
権田委員	北秋津周辺保全配慮地区については現在文言調整中ということで、 もっと後退した表現になりそうだと感じている人が多いのではない でしょうか。逆にもっと強気な表現の修正も可能だと思います。 総合計画でも「みどり」が最初に書かれている、街づくり計画部の 景観計画でも「ひと・まち・みどり」となっている。そういうこと を考えると、「みどり」は皆さん重要だと言っている。もっと「み どり」の立場としては、ここは絶対残すのだということを強調すべ き。区画整理をやるにしても「みどり」を残した形での区画整理や、 さらに地区計画などを掛けて緑化を義務付けるような、そういう市 街地開発を望みます、というくらいに書くという方向もあると思う のですよ。私としてはこれから人口も減少してきますし、そういう 方向で調整をして欲しいと思います。 もう一つ、主な保全手法については担保手法しか書かれていない。 読む人によっては保全手法というのは下刈りとか間伐いれますよ

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>とか、生物のために立ち入らないようにして守りますとか、質的な部分での保全方策です。更にいえば、北秋津については、実際に行きましたが、犬の散歩の人がいたり、子供たちが遊んでいたりと、けっこう利用されているなど。保全という中には、利用しながらの保全というか、具体的にこの緑地はこういう方向で守っていく、ということが書かれた方が計画としては良いのではないかと。ここに書かれているのはあくまでも地域制緑地を指定しますということに留まっているので、地域制緑地を掛けたからといって質が高まるものではないので、今さらという発言ですが、次のステップにつなげていってほしい、と思います。</p>
<p>事務局 (工藤主査)</p>	<p>只今のご指摘については十分理解しています。主な保全手法という表現の仕方がどうか、ということはあると思いますが、権田委員のこういった形で管理し、保全するのにかについては、計画書 P96 で保全配慮地区の保全方針を掲げていまして、保全配慮地区についてはこの保全方針に基づいて保全を質的に進めていきますと謳っています。個別具体的に、どの地区にどのような手法が良いのか、というのは基本計画では記述が難しいので、基本的には樹林地の維持管理ガイドラインを作成した中で、保全配慮地区ごとにどのような保全の手法が良いのか、人と触れあう形がどのようなエリアで図られるのか、どういったところで生物多様性のための樹林を残していけばいいのか、というものを、個別具体的に詳細に作っていきたくて考えています。そのことについて全体的な保全方針ということで全ての地区に掛けていくと考えています。確かに権田委員が言われたように主な保全手法のところは、制度の内容をご説明しているところで、こうした制度で担保を図った上で保全方針に基づいた保全を進めていきたくて考えています。</p>
<p>権田委員</p>	<p>何らかの地域制緑地も掛けずに、所有者が公開緑地にするというのもあるでしょうし、「おおたかの森トラスト」さんなどの民間で、トラストで買うというのもありですね？市としては、地域制緑地とか行政が係われるという何らかの担保がなければ手を出せませんよ、ということかもしれませんが、民間でそういうことをやるのであれば、それに対する支援はやりませよ、というものも含めるとい解釈で良いのですよね。</p>
<p>事務局 (工藤主査)</p>	<p>民有地・公有地という言及をしていませんが、そういった形で民有地に対する助成なども進めていくような調整が必要かと考えています。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
足立委員	<p>たくさんのパブリックコメントが出ていますね。小さい問題はすぐに対応・修正されていますが、人数の多いところについては具体的な対応がなかなか出てこない。北秋津はパブリックコメントが無かったら、見直しは無かったのでしょうか。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>みどり自然課としては、北秋津地区は保全の必要性が高いという認識は持っています。パブリックコメントの直前に庁内調整が図れず載せられなかったという事実はありますが、意見が仮に出てこなかったからといって、そのまま北秋津地区を切るとは考えていません。意見があった、無かったに係らず、保全の方向に持っていきたいと考えていました。そういう方向で調整を図ったと思います。意見が少ないところは修正され、意見の多いところはされない、というのは、保全配慮地区における特別緑地保全地区の指定ということだと思のですが、基本的に樹林地の保全には全てを公有地化していくことが全てではないと考えています。中には公有地化しないと守れない緑地もあり、そこには公有地化が必要でしょうし、そこに関しては重要な緑地ということで、特別緑地保全地区の指定ということを進めていかなければいけない、と考えています。特別緑地保全地区は許可制ということで、何か行為を行う際には市の許可が必要になります。基本的に申請しても不許可になり、土地所有者の方の土地利用が不可能になるため指定者に買い取りを求めていくということになって、それに基づいて法律上で要望があった場合は行政が買い取りなさいと明示しています。特別緑地保全地区は最終的に全て買い取りをするということを想定した上で、指定していかなければならない。買い取りはないだろうということで進めようと、仮に買い取りの要望が全体から来てしまったときに、財政上の負担が一気に増してしまうということがあります。そのため、指定するエリア全体の財政的負担を考慮する必要があります。現在、今回の計画上で保全配慮地区の樹林地は、狭山丘陵の水道用地を除いて概ね 330ha です。昨年度本市において樹林地の購入を行った際の㎡単価が約 8000 円でしたので、330ha 全てで特別緑地保全地区を掛けると全体で 270 億円という莫大な金額となります。市単独ではなくて特別緑地保全地区ですと国庫補助金がありますので、持ち出し分として 3 分の 2 の 180 億円が必要となります。その 180 億円をいつ買い取りの請求があるかわからないから用意しておきましょう、というのは、行政の立場では難しいと考えています。180 億円全てを指定することになりますと、昨年度樹林地購入に要した費用</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>は 2500 万円程度ですが、180 億円を 8 年間でやるとしても年間 20 億がかかります。2500 万円の 80 倍、前年度比の 80 倍の費用が掛かってしまうということで、難しい現状がございます。</p> <p>本市における財政状況で、今年度の一般会計の予算が 870 億円程度でございます。環境クリーン部がある衛生費が 100 億円ございまして、その中で 20 億円を捻出するというのは非現実的ですし、衛生費の中にはもちろんごみの焼却の費用など市民生活に直結したものもでございます。20 億円を他の費用から捻出したらどうか、というご意見もあろうかと思いますが、市の中で余裕があるというところはもちろんなく、子どもの医療費補助を減らすだとか、予防接種代を減らすだとか、なかなか難しい現状がございますので、すぐに特別緑地保全地区を全保全配慮地区に掛けていくということは難しいと考えています。ただし、特別緑地保全地区を全く掛けない、ということではなくて、予算に伴って重要性をふまえて、地区を選別しながら、徐々に掛けていきたいと考えています。今まで所沢市には特別緑地保全地区の指定というのはありませんでした。それが良いのかどうかはありますが、今後はそういった地区指定を増やしていきましょう、とこの計画で謳って、全ての地区に掛けていないから駄目だと捉えず、少しでも増やしていくということでご理解をいただきたいと思っています。</p>
足立委員	<p>丁寧な説明をありがとうございます。十分にわかっています。ただここで、私は農家の方に 5 軒ほど会いました。担保性がない緑地保全に協定を結びますかという問いには、担保性がないなら結べないよと。そして買い取り制度があったらどうしますか、という問いには、それだったら考えても良い、という回答でした。いきなり全て売りに出るわけではなくて何かの事情で売りに出た時に少しずつ買っていけば、今の開発の波は少し収まっていくのかなと狭山丘陵の事例を見ても思いました。</p> <p>パブリックコメントが無かったら、もしかしたら北秋津はこのまま流されたのではないかと私は思うのですよ。私は後でよくよく読んだら「えー」っていう。委員長さんもどこで気がついたのかわからないのですが、この案は委員会で協議して決めたものですよ、と一般市民 36 万の人に流れたわけですね。それでよくよく読んだら北秋津が抜けていた。たまたまその地域の方とか、北秋津の「上の山」という保全活動をなさっている方がパブリックコメントの意見を出されたのだと思いますが、これが無かったらスルーしていて、</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>私たちが気づかなければ、この指定は元に戻らなかったと危惧していますので、どうしてそういう形に、街づくりに言われたからといって委員会で決めたことが変わってしまうというのは、すごく怖いことだと思います。</p>
<p>事務局 (工藤主査)</p>	<p>おっしゃるとおり、委員会の皆様の合意を頂いた案を事務局側の内部調整とはいえ載せられなかったことについては大変失礼致しました。ここでお詫び致します。</p> <p>ただ、パブリックコメントが無かったら北秋津は復活しなかったのではないかということは、私どもも北秋津については非常に重要な緑地であって残していくべきだという考え方を持っておりますので、今回のパブリックコメントが無かったら、無くなっていたということはないと思っています。仮に意見が無かったとしても、街づくりと調整の上で載せていくつもりでした。ただ、保全手法等々については調整が必要という部分ではありますが、基本的には残していく方向性でございます。</p>
<p>事務局 (関谷課長)</p>	<p>検討委員会の後に、急遽変更したことについては申し訳なく思っております。それにつきましては先ほどから話しておりますように調整がつかなかったということで、北秋津地区を抜こうとしていたわけではありません。そこはご理解いただきたいと思っています。私は一昨年までは街づくりの都市整備課におりまして、区画整理事業を進めるべく動いていた立場でして、その時も何とか緑を保全しながらの街づくりができないかを考えておりました。今の街づくりの部局につきましても、みどりを保全しながらの街づくりを何とかできないかということで、考え方としては私どもと同じでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。</p>
<p>中塚委員</p>	<p>基本方針Ⅱのみどりの創出のところで、パブリックコメントの意見でも常緑樹を植えて欲しいということがあったと思います。「市民意見に対する市の考え方（案）」のNo. 30の方の「首を傾げざるを得ない光景」などありますが、今までの街路緑化の手法のあり方がどうなのかと問うている方がいます。No. 26～30までのご意見には賛成しています。市民の方はよく見ていらっしゃるなど。私はこの首を傾げたくなる時代に実は街路緑化の設計などをしておりまして、反省するのですが常緑樹が流行りではありませんでした。おしゃれな軽い感じのものが流行っていて、使える材料としてもそういうものしかないような風潮で、非常に反省しております。私も常緑樹をもっと街中の緑化に取り込むべきと思っています。そういった</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>ことは、ガイドラインができるということでその中で練られていくということで今回文章もできていますので安心してお任せできると思っています。今回皆さんの求めている、ここにいらっしゃる皆さんもそれぞれ目指すみどりの様子、イメージがあると思います。所沢のみどりって、薪炭林の明るい緑、農地、それから遷移の進んでいる濃い緑、シイ・タブ・カシなどで構成されている常緑照葉樹の森、それと都市ですので、市民のお楽しみで綺麗な花とか、外来種も入っていて賑やかな感じというものも街には必要だと思います。それを否定する気はありませんが、みなさんの目指すみどりのイメージがあると思うのです。この計画の中には写真・イラストがたくさん盛り込まれることになっていますが、ここにはインパクトの強いものが、おそらく来ると思うのです。写真やイラストは結構なイメージづくり、方向づけをしてしまう素材になると思います。そこでパブリックコメントにもありますし、この中にもみどりの専門家の方がいらっしゃいますし、写真やイラストはかなりレベルの高いもの、例えば所沢市の現状の写真ではもう駄目かもしれないと思うのです。素晴らしいみどりももちろんありますが、緑化とかで、所沢市としてこれからもこれでいきますよ、という写真が果たしてあるかな、と。部分的にはあると思うのですが。写真とかイラストというのは本当に知恵を出し合って、おそらくは他の都市とか外国にまで飛ばないといけないのではないかと思うのですが、外国を撮ってしまうと所沢らしさが無いじゃないか、となりますが、今までとは違うデザインのイメージを将来の最終形をここに出していただきたい。レベルの低い写真やイラストは載せないでいただきたい、と思います。</p>
<p>事務局 (大館主幹)</p>	<p>ご期待に沿うようにイラスト等気を付けたいと思います。</p>

議事（所沢市みどりの基本計画（案）の修正について・第5～6章）

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
横張委員長	5、6章に移ります。
事務局 （工藤主査）	<p>5、6章について、市民意見を反映した計画書の修正部分を、資料（所沢市みどりの基本計画（案）修正一覧表）に沿って説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちなかみどりの創出プロジェクトにおける事業（地域緑化と共に道路緑化、学校緑化を主軸に加える） ○目標値の設定（道路、学校の目標値の変更） ○各主体の活動イメージ（みどりの把握を加える） ○組織体制（環境基本計画所管課の環境総務課を加える）
横張委員長	ではご意見をお願い致します。
平塚委員	<p>市民のパブリックコメントを私もよく読ませていただいて、さっき中塚さんからお話がありましたように、No. 26～32まで、道路の街路樹であるとか学校の緑化に対して市民の問題意識があるのだと。これは私が常々、ここで声高に言っていた問題なのですが、お陰様で、これはパブリックコメントがあったから直されたのかもしれませんが、最後の重点プロジェクトとして、学校・道路が取り上げられたということは事務局の大変な進歩だと思う。これらが取り上げられなかったら、先程の北秋津の話ではないが、3つの駅前だけの重点プロジェクトで終わってしまったかな、という感じがします。結果としてこのように取り上げられて、所沢市内の小中学校が40いくつかあるが、それをどうやって見直すか。今日は校長先生がいないですが、私はずーっと見てきましたが、もう完全に緑化が出来上がっているようなところもある。そういうところもあるが、一般的にみどりが必要だし、街路樹も必要だし、街にみどりを、森を作ることは必要だし、冒頭に委員長から3月11日の震災以降、都市のみどりを総合的な機能として見直すべきだ、そういう時代にみどり計画も関わる意識が強くなってきた、というお話がありました。まさに街中をみどりで覆っていく、それも常緑樹で。そういう施策をこれからやっていくというのが最も重要だと思います。今までの進め方の中で、市の考え方には花壇的な考え方がある、花壇で飾るから民間にお願いします。民間に期待できるのは木を植える場所がないので、ガーデニング、花物だけ。市がどこに常緑樹の森を作るべきかをしっかり示すべき。結果的にこういうものができて、大変私は良いことだと思っていて評価しています。新しい時代の総合的なみどりの機能をやはり良く捉える。花壇も良いですが、イラ</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>ストに花壇を載せられると困るのです。そういうことも念頭において、宜しくお願い致します。</p> <p>推進体制については、こんなにばらばらな縦割りの組織で、これをどうやってまとめるのか、大変だなと。前に委員長からあったけれども、要望としてみどりについては、縦割りをやめてみどり自然課に集中すべき、というのを要望として提案しても良いと思います。これを機会に、何しろ所沢はみどりが売りなのだと。そういう意味では、イメージはひらがなの「みどり」ではないのです。良い方向にいきましたから、私は大変良かったと思っています。</p>
横張委員長	<p>推進体制については私も不満でございまして、最後に申し上げようと思っていたのですが、率直に申し上げて北秋津周辺保全配慮地区を外すことを、外す前に我々に一言メールでも結構ですから、おっしゃっていただきたかったと思います。というのは、そういうところで、要らない相互不信を生んでしまうというのが一番良くないと思います。決して市にはそのような意図は無かったと思いますが、たまたまタイミングが悪かったからだと思いますが、一度そういうことがあると、また次があるのではという相互不信を生んでしまうと思うのですね。市側も買い取りと書いた瞬間に買え買えと言われてしまうのではという話もまたあり、お互いに疑心暗鬼になって対立的構造を作るというのは最悪だと思います。それがあつ限り、無駄なエネルギーをそこにお互いに注いでしまつて、冒頭に申し上げたようにせつかくの今の追い風が吹こうとしているのに、乗ることができなくなつてしまうのではないかと思います。そこで、推進体制をきちんと確立して、相互不信の場ではなく、一緒になつてやりましょう、ということと言える場に。市だつて一生懸命なのです、方向転換しましょうよ、と言える場にして頂きたい。また、市民の側も不信感ではなく、フランクに市に対してあそこ何とかならないか、と言えるような場をぜひ作っていただきたいと思います。そうすることがせつかくこういう形になつて、それが上手く風をはらんで先につながつて行くことができるようになるのではないかと思います。推進体制を充実させていくことを、ぜひ最終的な答申にも盛り込みたいと思つております。</p>
事務局 (大館主幹)	<p>前回からもお話がありましたので、提言の中で、付帯意見として提出していければと思います。</p>
権田委員	<p>平塚委員に異を唱えるわけではないのですが、常緑樹を強調しすぎるのもどうかと思います。周辺の環境ですとか、求められる機能と</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>いうものがあるわけで、単純に植栽して、みどりを増やせば良いということではない。パブコメの意見を見ても、学校の砂埃がひどいところは風向も考えて常緑樹にすれば良いし、低木もやりますと。逆に街路樹は難しく、あまり常緑樹ばかりだと冬は寒い、ということもあります。常緑樹という意見が多かったからといって、単純に常緑樹を植栽するのではなく、周辺の状況とか求められる機能を考えて樹種や密度や配植をしますよ、という書き方にして欲しいと思います。</p> <p>保全のところでは、先程工藤さんからお話で、ここは買い取らないと守れない部分もある、という話も出ていたと思いますが、保全配慮地区としての大きなまとまりとしては良いのですが、もう少し細かく見ていって、特にここが重要とか、買い取るとしても優先順位もしっかり検討した方が良いと感じました。この計画の中でというのは、無理は承知ですが、次の段階では必要だと感じました。</p> <p>イラストのデザインの話が出ましたが、概要版のデザインも市民には目につくのではないかと思います。そちらのデザインもかなり重要だと思います。</p> <p>北秋津周辺保全配慮地区を消してしまったことについては、正直かなり頭にきました。謝罪と訂正くらいはやれよ、と正直感じました。ホームページで募集のときはこう書いているが、実はこうでした、とそのくらいまでにやらせても良いのでは、と本気で考えていましたが、そこまでやるのも大人気ないかなと思いましたが正直そのように感じていました。</p>
足立委員	<p>私は市の職員の方と喧嘩したいからやっているわけではなくて、色々な方から連絡をもらい、パブリックコメントの北秋津のことに関しては情けなかったと言われたので言いました。本当はこんなこと言いたくないのですが、何かあったときはお互いに助けなきゃいけないのと、前も言ったと思うのですが資料は前もって欲しかった。前もって見ていれば、ここおかしいよという連絡がとれたと思うのですよね。もちろんそのことを口外する気はありません。でも資料は前もって下さいね、と以前にも言っているのですが、忙しくて大変だとは思いますが、今回もどういう資料でできるかわからない。お話聞いていたら委員長さんもこの件については知らなかったみたいなので、委員長さんは私知っていると思っていました。委員長さん十分分かってこうなったのかと思っていました。でも知らなかったということで。できましたら前もってこういう案でやります</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	よ、という文章をいただきたい。あと素案に沿った文章にさせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。
事務局 (関谷課長)	今のご意見につきまして、お二人の方からご意見をいただきましたが、誠に申し訳ないと思っております。深くお詫びいたしたいと思っております。また、資料送付はなるべく早くできるようにこれからも努力したいと思います。
横張委員長	それでは6章までのご説明いただきました。この後、(2) その他の部分で条例の報告をお願い致します。

議事（その他）

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
横張委員長	(2) その他の部分で条例の報告をお願い致します。
事務局 (大館主幹)	<p>〔ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（案）について〕 資料配布・資料に沿って説明</p> <p>2点ほどみなさまにご報告がございます。</p> <p>○1点目、パブリックコメント期間中5月8日に、8階大会議室で本計画案と条例案についての市民説明会を実施しました。当日13名の方のご参加がございまして、その方々からもパブリックコメントのご意見を頂いております。</p> <p>○2点目、条例（案）と概要のご説明をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨 ・条例の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) みどりの保全 (2) 緑化の推進 (3) 市民等との協働 (4) その他
横張委員長	先ほど確認いたしましたように、本件に関しましては、私たちはご説を受けるということだけとなっています。
対馬委員	条例はパブリックコメントをしています、みどりの基本計画と同様に回答して公表するのですか。取り扱いについてお聞きしたい。
事務局 (大館主幹)	ご意見は大変少なく10個程度ですが、回答致します。
権田委員	今更の話なのですが、前の緑化推進条例が変わるということであれば、パブリックコメントのときも新旧対照表でどこがどう変わったのかがあれば、分かりやすかったと感じました。このみどりの審議会というのがこれまでの平塚委員が出られていた緑化推進会議が、

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	みどりの審議会に変わっていくという認識で良いのかなと思っています。平塚委員さんに聞いたかったのが、緑化推進会議は具体的にどのような活動をしていたか、だいたい年に何回くらい会議を行って、どういうことについて話しているのか、今までの経験上それで十分なのか、足りないから審議会に変わるとするのは良いことなのか、そのへんをちょっと聞きたいと思います。
平塚委員	私の感想ですが、緑化推進会議も、所沢市のみどりの保全・再生・推進・管理等について、市から投げかけられた色々な問題を議論していました。私にしてみると極めて不満な会でした。これは早く改善しなければと思っておりました。それは一方的に市から投げかけられたものを審議するだけで、緑化推進会議がこれをやらなくてはいいかん、という会議ではありませんでした。だから緑化推進会議を無くすなら無くすで、審議会になるのは良い方向だと思いますし、新しくこの計画に沿って、どういうみどりの審議会にしていくか、それでまた進歩があると思いますし、ぜひ前向きに新しいみどりの審議会を立ち上げてもらって、色々な形に取り組むことができたならお願いしたいと思います。
横張委員長	それでは、以上で予定されていた議事を終えましたので進行を事務局にお返ししたいと思います。

閉会

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>横張委員長ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましては大変長時間にわたりご討議いただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の第8回委員会は7月19日の火曜日に15時から市役所会議室にて開催を予定しております。正式な開催通知等は後日郵送にてお送り致しますが宜しくお願い致します。</p> <p>次回の委員会につきましては最後の委員会となりますので、委員会終了後に市長への計画案の提言を予定しております。宜しくお願い致します。以上を持ちまして、第7回所沢市みどりの基本計画策定委員会を終了させていただきます。</p> <p>お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>